

物品納入業者指名選定要領

(目的)

第1条 この要領は、契約課において執行する物品購入の指名競争入札によるものに対して、指名業者を公正に選定し、契約の適正な履行を図るとともに、優良業者を選定することを目的とする。

(選定の時期)

第2条 指名業者の選定は、物品管理者からの「執行伺（物品）」に基づき選定するものとする。

(選定の基本方針)

第3条 指名業者は、「物品入札参加資格者名簿」に登載された者（以下「有資格者」という。）を対象とし、公正に選定するものとする。

- 2 指名業者の選定にあたっては、原則として市内業者を優先するものとする。ただし、必要に応じて、準市内業者、市外業者の順に枠を広げて選定することができる。
- 3 指名業者の選定にあたっては、次の各号に留意して行うものとする。

- (1) 履行能力
- (2) 官公庁との販売及び製造請負の実績
- (3) 経営及び信用の状況
- (4) 不誠実な行為の有無
- (5) 代理店・特約店
- (6) 指名回数・受注件数・受注金額
- (7) 地理的条件
- (8) 関連業者の有無
- (9) 履行実績

(種目別の業者選定)

第4条 物品購入の発注は、別表に定める「種目一覧表」に基づく営業種目区分に従い行うものとする。

- 2 当該発注案件に係る営業種目に登録のある有資格者が多数の場合は、上位の順位で希望しているものを優先とする。
- 3 前2項に関わらず、特に必要と認める場合は、この限りではない。

(選定業者数)

第5条 物品納入の発注にあたり、1件の指名業者の選定数は、次のとおりとする。ただし、特に事由のあるときは、この限りではない。

- (1) 予定金額 10万円未満にあつては、2社以上
- (2) 予定金額 10万円以上30万円未満にあつては、3社以上

(3) 予定金額 30 万円以上 500 万円未満にあつては、5 社以上

(4) 予定金額 500 万円以上にあつては、7 社以上

(選定の特例)

第6条 次の各号に該当する物品購入について、特に必要と認めた場合は、第3条第1項の規定にかかわらず、有資格者以外の者を選定することができる。

(1) 特殊な技術又は、経験を必要とする物品

(2) 遠隔地において調達する物品

(3) 災害時において緊急を要する物品

(4) 前各号のほか、有資格者以外の者から購入する必要があると認められる物品

(指名の停止)

第7条 指名停止扱いの基準については、別に定めるものとする。

(随意契約への準用)

第8条 この要領は、随意契約による物品購入の業者を選定する場合にも準用するものとする。

附 則 この要領は、昭和62年 4月 1日から適用する。

附 則 この要領は、平成19年 4月 1日から適用する。

附 則 この要領は、平成24年 4月 1日から適用する。